

質 疑 応 答 書

業務名 有害鳥獣駆除捕獲物処理その他業務

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
5-(2)	業務内容	<p>・従事者の配置に当たって、過去に広島県において、わな猟の狩猟者登録を行った実績を有する者を5名以上確保することになっています。業務名が有害鳥獣駆除となっているので、わな猟の有害鳥獣捕獲許可を受け、捕獲実績を有する者5名以上確保を追加していただきたい。また、狩猟者登録の実績のみであれば、その具体的な理由をご回答ください。</p>	<p>・本業務では、有害鳥獣駆除により捕獲された個体について、焼却施設への運搬等を適切かつ円滑に行うことにあり、捕獲行為そのものを実施することが主たる目的ではありません。このため、従事者の要件として求めている「過去に広島県において、わな猟の狩猟者登録を行った実績」は、広島県内において狩猟(わな猟)の制度や現場の実情を理解し、適正な知識・経験を有していることを確認するための指標として設定しています。また、わな猟の狩猟者登録実績は、公的な記録により本市が客観的に確認可能な実績であることから、従事者要件として採用しています。以上の理由から、本業務では、わな猟の捕獲許可の取得や捕獲実績の有無を要件として追加する必要はないものと判断しています。</p>

8-(2)	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者はジビエの安全衛生管理マニュアルを作成し、発注者に提出とありますが、受注者がジビエ処理することを前提にした入札でしょうか。安全衛生管理マニュアルは、搬送先のジビエ業者が作成するものではないでしょうか。 ・受注者がジビエ処理する場合は、安全衛生管理マニュアルを提出するでいいのではないですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、受注者がジビエ処理を行うことを前提としたものではありません。受注者は、有害鳥獣駆除により捕獲された個体を、ジビエ処理施設へ「ジビエとして搬送する業務」を担うものです。一方で、捕獲物をジビエとして処理施設へ引き渡すまでの過程においては、受注者の責任により適切な安全衛生管理が求められます。具体的には、運搬前における捕獲個体の状態確認、捕獲個体の安全な取扱い、血液等による汚染防止、運搬車両や作業者の衛生管理、積載時の注意事項、記録の作成及びジビエ事業者への情報伝達、捕獲個体に異常が認められた場合の対応等が想定されます。このため、「安全衛生管理マニュアル」については、ジビエ処理工程そのものを対象とするものではなく、受注者が行う運搬業務の範囲における安全衛生管理を適切に実施するための手順等を整理したものとして作成・提出を求めるものです。
8-(5)	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務における総合的企画、総合的業務遂行管理を第三者に委託、又は請け負わせてはならないとありますが、100%子会社と共に業務遂行することは可能ですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の中心となる企画、遂行管理の内容以外であれば、委託契約約款4条第2項の規程に基づき、あらかじめ発注者の承諾を得ることで、本業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することが可能です。